

令和3年10月7日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
外務大臣
厚生労働大臣
内閣官房長官

各宛て

神戸市会議長 坊 恭 寿

世界保健機関（WHO）西太平洋地域委員会への台湾の
オブザーバー参加を実現するため、必要な措置を求める意見書

第72回WHO西太平洋地域委員会が、日本がホスト国となり、10月25日から29日までの日程で兵庫県姫路市において開催されます。世界保健機関（以下「WHO」といいます。）西太平洋地域委員会は、日本を含む西太平洋地域に所属するWHO加盟国（37の国と地域）の年次総会であり、域内加盟国及び地域の代表者により構成され、域内の保健水準の向上のための対策などについて議論されます。

加盟する37の国と地域には、香港やマカオ、グアムや北マリアナ諸島などが参加していますが、同じく西太平洋地域に属する約2,360万人の人口を有する台湾については、参加が実現していません。台湾には日本人24,280人（平成30年外務省発表）が滞在し、コロナ禍前ではありますが、日本と台湾の間を往来する旅客は延べ710万人を超えています。また、神戸市においては、古くから多くの台湾人の方々が居住され、コロナ禍前は多くの台湾人観光客、ビジネスマンも神戸市を訪問し、新型コロナウイルスが沈静化すれば再び多くの台湾人の方々の訪問が期待されます。台湾は、航路、金融、観光、産業、貿易などのハブであり、台湾を離着陸又は経由する旅客は6,900万人近く存在することを踏まえれば、WHOを始めとする国際機関に台湾が参加できないことは、地理的空白の発生を許すこととなり、日本や台湾だけでなく全世界の人々の健康を脅かしかねません。神戸市会は、これまでも令和2年3月、台湾の世界保健機関及び国際民間航空機関へ

のオブザーバー参加を支持すること等を求める意見書を可決し、参議院においても世界保健機関（WHO）の台湾への対応に関する決議を可決していますが、いまだ台湾のWHOへのオブザーバー参加は実現していません。

よって、国におかれては、兵庫県姫路市で開催されるWHO西太平洋地域委員会に台湾のオブザーバー参加を実現し、人類福祉の向上に資するため、ホスト国である日本国として必要な措置を講じるよう要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。